以下に示すのは、2012 年 7 月、IFSW(国際ソーシャルワーカー連盟)「ソーシャルワークの定義プロジェクト」共同議長のNicolai Paulsenによって、ストックホルムでのIFSW総会の資料として提示された文書(http://cdn.ifsw.org/assets/ifsw_85554-5.pdf) の抄訳です。ソーシャルワークの世界定義の見直しの経緯、考え方、新しい定義の案が示されています。

また、最後に、訳者が気づいた範囲内での各案の特徴や改訂のポイントなどについて簡単な解説的メモを付しました(参考)。

IFSW 各国代表および理事会のみなさんへ

現行のソーシャルワークの世界定義の見直しについての対話は 4 年以上前から行われ、2008年と20010年の総会、およびリージョナル (地域)・レベル、ナショナル (国)・レベルのいくつかの機会で議論されてきました。対話、協議、およびインターネットを通じてのアンケートは、1)ソーシャルワークの新しい世界定義の必要性、2)ソーシャルワークの世界定義の改訂に向けて具体的提案を作っていくこと、に焦点を当ててきました。ここに私は、これまでの見直しの結果を振り返る報告と、ここから先へ進んでいくための提案を示します。 (※中略)

改訂された新しい定義が必要

私たちが改訂された新しい世界定義を必要としていることは、これ以上ないほど明らかです。この10年ほどの間にソーシャルワークは発展し、古いものが残る一方、新しい実践や知識も出てきています。ほとんどの国々で、新たに考え直され、より詳細に記録された実践や、新しいソーシャルワーク研究が生まれています。私たち IFSW は (おそらくは IASSW も)、新しく更新される世界定義を通して、この展開を政治的に認識する必要があります。

今、ソーシャルワークにおいて、特にラテンアメリカ、アジア太平洋、アフリカ地域から、また先住民地域のソーシャルワーカーの代表たちから、新しい声があがっています。これらの新しい声は、ソーシャルワークの世界原則を共有しつつ、ソーシャルワークについての様々な視角やアプローチを明確に提示しています。社会の結束・健康・福利の社会的決定因についての新たなソーシャルワーク研究、伝統的なソーシャルワーク原則を今日の多様な現実に合わせて解釈する必要性など、新たな理論的アプローチが私たちの共有知識に付け加わっています。

2012年5月のアフリカ地域会議では、見直しの必要性が次のように表現されました。「私たちは、我らが人々と環境を、洪水と難民の我らが故郷を視野に入れる必要がある。定義の中にアフリカの生活を反映させることが必要だ」。

現行の定義がそのままナショナルなレベルで取り入れられ、法律やカリキュラムに入っている国もいくつかあります。そのような事情に配慮して、新たな世界定義について合意ができた際には、各国の状況に合わせた移行計画が必要になりますが、このことはソーシ

ャルワークの世界的進化の妨げとはなりません。

リージョナル・ナショナル・ローカルな変換と翻訳

もう一つ明白なのは、世界的な定義をもつならば、リージョナル・ナショナル・ローカルな変換や翻訳の可能性の余地を残す必要があることです。一方で世界的専門職としてソーシャルワークに関する共通の世界的理解と歴史を認識しつつ、他方で、ソーシャルワークは、ローカルな市民たち(集団や個人)と出会い関わる過程で、文脈的・文化的多様性によって変化するものだと認識すること。このことは、ローカルな専門職的・政治的文脈に適合するように、定義がより詳細になり、発展していくことに道を開きます。そのようなリージョナルな変換を重んじるならば、ひるがえって、世界定義自体は世界的で一般的包括的な概念を強調しなければなりません。またいつか、もっと世界全体でまとまって一緒に成長していくべき局面が来るかもしれませんが、当面は、世界中のソーシャルワークの発展とその多様性を喜ぶことにしましょう。

いくつかの文案

見直しのプロセスにおいて数多くの文案が提示されましたが、2012年の上半期に、それらは3つの文案に集約されました。その3つを現行の定義と並べて後に示します。

第1案

2012年1月までの見直しプロセスで集まった膨大な資料に基づいて、第1の案は、IFSW 事務局と私(Nicolai Paulsen)が作成しました。新しい定義を明確で、まとまりがあり、最新の状況に合ったものにするには、ごつごつした言葉づかいにしたり新しい文を付け加えたりするよりも、今ある言葉や概念をシャッフルし直すのが最善だと考えました。この文案はIFSW各国代表に流しましたが、これに対するコメントはわずかしか来ていません。その後この案は第2案によって「乗り越えられた」ものの、それでも第1案は、新しい世界定義に向けて用語をシャッフルし直した一例として役立ちます。

第2案

第 1 案が提示されて間もなく、世界定義に関するワークショップがブラジルで行われ、 ラテンアメリカおよびカリブ海地域の諸国から多くの参加がありました。IASSW の代表も 参加していました。

参加者全員が関わっての集中的な編集作業の末、第 2 案が作成され、ラテンアメリカ・カリブ海地域を代表する世界定義として、ワークショップによって承認されました。第 1 案はほとんど顧みられませんでしたが、この新しい定義(第 2 案)は IFSW および IASSW の見直しプロセスに取り入れられました。現行の定義の採択をラテンアメリカ・カリブ海地域が支持しなかったことを思えば、参加者も世界団体の代表者たちも、これを、集団的かつ統一的なソーシャルワークの新しい世界定義に向けての大きな一歩であると評価しました。 (※中略)

第3案

第3案は、IASSW の定義見直しプロセスの共同議長である Vishanthie Sewpaul (南アフリカ) によって作成されました。

IASSW は IFSW の文案(第 1 案ないし第 2 案)とは立場に隔たりがあると考えたため、Vishanthie は、IASSW および IFSW 内の様々な文案やコメントを集めることをめざしました。その過程で彼女は、同じく IASSW の共同議長をつとめる Jan Agten と協力し、また IFSW 内で出ていた主要な資料も参照しました。第 3 案は現段階で IASSW からの最新の文案ですが、IASSW内部でもまだ議論中のものです。議論の中で要請されたこととして、もっと一貫性のある言葉遣いに言い換えること、抽象度の高い定義にする(定義は非常にシンプルで、あまり網羅的過ぎず、多くの言語に翻訳しやすいものであるべき)ことなどがあります。

短く、明確で、スムーズな言葉遣い (翻訳しやすい)

見直しプロセスの中で、定義とは何なのかという疑問が出されました。それは、ソーシャルワーク専門職の業務・資格・能力を提示するものなのか、それともソーシャルワーク専門職を世界的・政治的に概念化しようとするものなのか、あるいはその両方なのか。

添付したいくつかの定義は、言葉が多く、文章が複雑で、翻訳しにくいものになっています。定義の見直しにおいて重要なのは、文章を短く、明確で、言葉遣いをスムーズにすることです。そうすることによって注釈やローカルな変換がしやすくなります。世界的に私たちを結びつけるものに焦点を当てる一般的・抽象的・包括的なアプローチをとるなら、長いリストを避け、皆から出してもらった細切れを集めて定義を縫い上げるようなことにならないようにすべきです。そのようなパッチワークはうまくいきそうにありません。また、この専門職をすぐさま異なる「陣営」に分断してしまうような用語も避けるべきです。

私たちが何を大事にし、世界的に何を行っているかを一般の人たちも知ることができるようなシンプルな定義をめざすべきです。私たちが業界内部で当然視している多くの用語も、外部の人にとってはよくわからない言葉の羅列に過ぎないかもしれません。一般によく知られている言葉や考えを選べば、コンセンサスを作り上げやすくなります。

一文の長さに上限を設ける、また定義の長さを3~4文以内にすると決めるのも、文案 への取り組みを制御可能にするための一つのアイディアかもしれません。

序文と注釈の更新

新しく改訂された定義が承認されれば、序文と注釈も更新しなければなりません。注釈は、定義に含まれる概念や事柄について詳述するものです。注釈に関しては、他の言語に翻訳しやすい文章にすることにだけ気をつけて、単語や文の数を制限する必要はないでしょう。新しい注釈は、現行のものと同じ見出し構成にする必要はありません。例えば、現在は理論と実践をあまり明確に区別しないのが一般的です。

進行中の見直しプロセスの行程

2012年3月、Samya Rodrigues(ブラジル協会会長)が定義見直しプロセスの共同議長

として Nicolai に合流することになりました。共同議長職を加えたのは、新しい世界定義の必要性に関する議論の推進にブラジルが果たしている役割、国際的な対話を生み出そうとする彼(女)らのエネルギーと献身を認めたからです。

また、両団体の 5 人の地域 (リージョン) 会長にそれぞれの共同議長を加えたメンバーで構成するタスクフォースを作ることになりました。同じ時期に、IFSWと IASSWの間で、ストックホルムに間に合うように定義の文案を作るのは難しいことが確認されました。6年近くに及ぶ協議の末にこの問題がついに解決されると期待していた会員たちに配慮して、このプロセスを 2012 年の末までに完了し、2013 年の世界ソーシャルワーク・デイに向けて新しく改訂された定義の提示を試みることになりました (※訳注:その後、このスケジュールはそれぞれ1年後に先延ばしされた)。

見直しプロセスは以下の通り提案されています。

- ・見直しは、共同議長の合同調整グループが主導する IASSW と IFSW の合同タスクフォースが主導する。
- ・ストックホルムでの IFSW 総会で、以下に示す3つの文案を含め、この報告について 議論・フィードバックする(ストックホルムでの IASSW 総会でも同じことを試みる)。
- ・IFSW 総会は、以下の二つについて立場を表明する。
 - 1) 新しく改訂された定義の必要性
 - 2) 新しく改訂された定義は、リージョナル・ナショナル・ローカルな変換の可能性 の余地を残さなければならない
- ・ストックホルムでの IFSW 総会は、IASSW との協力の下、後日(協議と郵便投票を経て、おそらくは 2012 年の末)新しい定義を承認するための手続きについて合意する。
- ・ストックホルムでの世界会議の期間中に、インフォーマルな(かつ、できればオープンな)会議・ワークショップを IFSW と IASSW の間で行い、共同の見直しプロセスを前進させる。
- ・新しく選出された理事会が再任命するタスクフォースが、総会およびその他の協議プロセスからのフィードバックを受けて定義の文案に磨きをかけ、承認に向けて最終案を IFSW と IASSW の会員に提示する。

2012年7月3日

IFSW「ソーシャルワークの定義プロジェクト」共同議長 Nicolai Paulsen

現行の定義

定義

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウエルビーング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

解説

様ざまな形態をもって行われるソーシャルワークは、人びととその環境の間の多様で複雑な相互作用に働きかける。その使命は、すべての人びとが、彼らのもつ可能性を十分に発展させ、その生活を豊かなものにし、かつ、機能不全を防ぐことができるようにすることである。専門職としてのソーシャルワークが焦点を置くのは、問題解決と変革である。従ってこの意味で、ソーシャルワーカーは、社会においての、かつ、ソーシャルワーカーが支援する個人、家族、コミュニティの人びとの生活にとっての、変革をもたらす仲介者である。ソーシャルワークは、価値、理論、および実践が相互に関連しあうシステムである。

価値

ソーシャルワークは、人道主義と民主主義の理想から生まれ育ってきたのであって、その職業上の価値は、すべての人間が平等であること、価値ある存在であること、そして、尊厳を有していることを認めて、これを尊重することに基盤を置いている。ソーシャルワーク実践は、1世紀余り前のその起源以来、人間のニーズを充足し、人間の潜在能力を開発することに焦点を置いてきた。人権と社会正義は、ソーシャルワークの活動に対し、これを動機づけ、正当化する根拠を与える。ソーシャルワーク専門職は、不利益を被っている人びとと連帯して、貧困を軽減することに努め、また、傷つきやすく抑圧されている人びとを解放して社会的包含(ソーシャル・インクルージョン)を促進するよう努力する。ソーシャルワークの諸価値は、この専門職の、各国別並びに国際的な倫理綱領として具体的に表現されている。

理論

ソーシャルワークは、特にソーシャルワークの文脈でとらえて意味のある、地方の土着の知識を含む、調査研究と実践評価から導かれた実証に基づく知識体系に、その方法論の基礎を置く。ソーシャルワークは、人間と環境の間の相互作用の複雑さを認識している。そして、人びとの能力が、その相互作用に対して働く様ざまな力一それには、生体・心理社会的要因が含まれる一によって影響を受けながらも、同時にその力を変えることができることをも認識している。ソーシャルワーク専門職は、複雑な状況を分析し、かつ、個人、組織、社会、さらに文化の変革を促すために、人間の発達と行動、および社会システムに

関する理論を活用する。

実践

ソーシャルワークは、社会に存在する障壁、不平等および不公正に働きかけて取り組む。そして、日常の個人的問題や社会的問題だけでなく、危機と緊急事態にも対応する。ソーシャルワークは、人と環境についての全体論的なとらえ方に焦点を合わせた様ざまな技能、技術、および活動を利用する。ソーシャルワークによる介入の範囲は、主として個人に焦点を置いた心理社会的プロセスから社会政策、社会計画および社会開発への参画にまで及ぶ。この中には、人びとがコミュニティの中でサービスや社会資源を利用できるように援助する努力だけでなく、カウンセリング、臨床ソーシャルワーク、グループワーク、社会教育ワークおよび家族への援助や家族療法までも含まれる。ソーシャルワークの介入には、さらに、施設機関の運営、コミュニティ・オーガニゼーション、社会政策および経済開発に影響を及ぼす社会的・政治的活動に携わることも含まれる。ソーシャルワークのこの全体論的な視点は、普遍的なものであるが、ソーシャルワーク実践での優先順位は、文化的、歴史的、および社会経済的条件の違いにより、国や時代によって異なってくるであろう。

※訳注:この現行の定義の翻訳は、日本社会福祉士会のホームページから引用 (http://www.jacsw.or.jp/01_csw/08_shiryo/teigi.html)

第1案(IFSW事務局とNicolai Paulsen作成)

定義

ソーシャルワークは、能力開発・人権・責任ある市民性に基づいた社会的に公正でインクルーシブなシステム、および個人・家族・集団・共同体などにとって公平な社会を促進するものである。ソーシャルワークの知識によって、実践家は、人々や共同体と協働し、その持続可能な相互依存をサポートすることができる。ソーシャルワーク専門職は、十分な資源と知識をもって相互依存する人々や共同体は自らの福利について最善の決定をすることを理解している。

≪説明的注釈≫

このソーシャルワークの 2012 年版定義は、理論的レベルでも世界的レベルでもソーシャルワーク専門職が変化していることを考慮に入れています。その変化とは、具体的には、低所得諸国においてソーシャルワーク専門職が成長していること、持続可能な福利にとって社会的結束が重要であるとする理論的知識が出てきていること、伝統的なソーシャルワークの原則を今日の多様な現実に合わせて翻訳してきていることです。

ソーシャルワーク専門職の成長

2002 年に現行の定義ができて以来、ソーシャルワークは、ラテンアメリカ、アジア、アフリカにおいてかなり成長しました。この世界的専門職の変化は、ソーシャルワークの新しい声、理論、実践を生み出しています。

例えば、ラテンアメリカのソーシャルワークはコミュニティ開発・アクションに傾倒しており、またアフリカとアジアでのソーシャルワーク実践は、貧困の原因と社会開発に取り組みつつ、自己決定、スピリチュアリティ、相互依存に焦点を当てています。これらの地域のソーシャルワーカーは、2002年定義は彼(女)らのソーシャルワーク実践の状況を反映していない、あるいは彼(女)らの抱負を支持していない、と強く主張しています。

そのため、提案した 2012 年定義の第 1 文は、上記の地域およびヨーロッパ、オーストララシア、北米その他の地域のソーシャルワーカーたちが自己同一化できるソーシャルワークの共通の価値と原則を強調しています。これらの固有の価値と原則が世界中のソーシャルワークを結びつけています。

ソーシャルワークは、能力開発・人権・責任ある市民性に基づいた社会的に公正でインクルーシブなシステム、および個人・家族・集団・共同体などにとって公平な社会 を促進するものである。

適切な資源と情報があれば、すべての多様な家族・共同体システムは人々に最善の福利 を提供し、関係者すべての人権は擁護されると認めることによって、2012 年定義案の最後 の文もまた、文化的地理的文脈の多様さを考慮に入れています。

知識の追加

2002 年以来、社会理論のかなりの成長があり、それはソーシャルワークの理論や理解を確証し、進化させました。世界保健機構(WHO)など多くの世界的組織によって支持された「健康と福利の社会的決定因」は、社会的に孤立した人は幸福度が低く、健康上の問題も多く、寿命も短いということを論証しました。そのようなエビデンスは、人々をその置かれた環境の文脈においてサポートし、相互依存的な共同体を発展させるというソーシャルワークの立場を強化します。2012 年定義案は以下のように述べています。

ソーシャルワークの知識によって、実践家は、人々や共同体に寄り添い、その持続可能な相互依存をサポートすることができる。

他にソーシャルワークの知識に追加されたこととしては、サービス利用者が意志決定の 最前列にいる必要性がより明白になったこと、福利を実現するためには、社会的、経済的、 持続可能な諸戦略間の調整が必要であることなどがあります。

我々の原則を今日的に翻訳していくこと

ソーシャルワークの原則は 1950 年代以来あまり変わっていませんが、この専門職が新たな課題に向き合うたびに適切に翻訳されてきました。例えば、多くのソーシャルワーカーは、一人の人が別の人をエンパワーする、一人の人が別の人を開発するなどということができるのかと疑問を投げかけています。開発やセルフ・パワーは、各々の人や集団自身によって獲得されるべきものです。そのため、2012 年定義案では、十分な資源と知識があれば(自らの開発に主導権をもち、自らの力を適切に表出していれば)、人々や共同体は自らに最善の福利を提供する能力をもっていることを強調しています。これらの原則によって、一緒に働いているのが個人・家族・集団・共同体のいずれであっても、人々を持続可能な相互依存に向けて、また人々が健康・幸福・福利を達成すべく自らの生活に対する主導権がもてるように、サポートすることがソーシャルワーカーの主要な任務となります。

結論

2012 年定義案および上記3つの点は、未来、そしてソーシャルワーク実践・理論・教育の継続的発展のための道標となるものです。この定義は、ソーシャルワークの過去の伝統を基礎にしつつ、新しい実践状況や貢献を認識しています。またそれは新たな知識を考慮に入れるとともに、開発、能力開発、権利、責任、相互依存に基づいて、個人から社会にいたる様々なレベルでの協働に統一的なアプローチを提供しています。

2022年には、この専門職が新たな時代に適合できるよう、さらなる定義の見直しを行うことが勧告されています。

第2案(ラテンアメリカ地域作成)

定義

ソーシャルワークは、その専門職的活動が置かれた様々な社会・歴史的状況において、 社会的諸主体間およびその国家との関係の領域にある専門職である。

それは、社会変革という見地から、生活の物質的・社会的再生産に関わる社会的実践と 社会・教育的アクションを展開する。それは、人権と社会正義の達成をめざし、自律、参加、市民性の擁護を強化することによって、民主主義に、そして社会的不平等との闘いに 傾倒する。

≪コメント≫

ソーシャルワークの世界定義の構築には、多様性の中の統一という原則が必要になる。 世界におけるソーシャルワークの存在は、現代社会に内在する社会的不平等の様々な表現、 およびそれとの闘いの手段、a)民主主義と人権、b)公的法規(社会的規制と社会政策)、 c)国際的連帯システム、社会保障、社会的保護、d)社会的闘争と運動、と関係している。 これらの手段は、各国・各地域(リージョン)の社会経済的・政治的・文化的特徴に従っ て具体的な専門職的アクションを要請する。

価値

専門職的アクションは、抑圧、飢餓、貧困、失業、社会的差別や不平等の克服を目的として、自由の擁護、平等、社会正義、多元主義、市民性などの倫理的な価値や原則に基づく。

理論

世界的ソーシャルワークは、現実を分析し、変革をめざして介入するための社会理論と特定の知識に基づいている。その方法論は、科学的調査や経験の社会化から得られる理論的および民衆の知識に基づいている。それによって歴史的過程を全体性の観点から批判的に理解することが可能になる。全体性の観点は、社会的諸主体(個人、集団、家族、組織)が社会的過程の一部であることの理解を可能にし、彼(女)らの生活様式、仕事、主張の理解を促進する。

実践

専門職的研修は、理論や方法論をマスターし、技術的操作的な技能を身につけることを ソーシャルワーカーに要請する。彼(女)らは、倫理的なスタンスをもち、ソーシャルワーク に関する能力や属性を開発する一定の訓練を受けなければならない。専門職的実践の目的 は、市民性、民主主義的諸制度、および普遍的人権を強化すること、文化・エスニシティ・ 世代・思想・ジェンダーとアイデンティティ・性的志向の多様性に関わる人権の国際的規 範を尊重すること、社会的環境的条件の保全や不平等・貧困・飢餓・失業およびあらゆる 種類の暴力や不正義に対する闘い(所得と富の再分配とともに)のためのソーシャル・ア クションをサポートすることである。このためには、ソーシャルワーカーは批判的・提起 的であり、しっかりした専門職的訓練と学問的教育を受け、人権・社会権およびそれらへ のアクセス手段の促進・保護・回復・実施可能性に貢献するものでなくてはならない。

第3案(IASSWのVishanthie Sewpaul氏作成)

定義

ソーシャルワーク専門職は、文脈依存的である(置かれた状況によって形が変わる)ものの、社会の安定、調和、結束、および人々のエンパワメントと解放を促進するとともに、社会の変革を促すものである。社会正義、人権と人々の権利、集団的責任、参加、持続可能な発展、相互依存、および多様性の尊重(そこでは「害をなさないこと」と人間の尊厳の尊重が重要となる)が、ソーシャルワークの中心的原則である。広範な社会科学の理論、実践、一連の社会・心理・教育的戦略、および土着の知識を利用して、ソーシャルワークは、人々や組織が生活上の諸問題に取り組み、福利を増進するように働きかける。

≪コメント(作業中)≫

上記の定義は、ナショナルおよび/あるいはリージョナルなレベルで改変されたり、拡張されたりすることがありえます。

上記の定義に合意ができれば、その時点から、定義の中の主要な概念やイシューの詳細 や内容を具体化するような注釈を考え始めることができるでしょう。

私(Vishanthie Sewpaul)は、ラテンアメリカからの提案を念頭に、上記の定義案を作りました。「文脈依存的」を加えたのは、「その専門職の置かれた様々な社会・歴史的状況」、およびソーシャルワークと国家との関係をラテンアメリカが定義に入れていることに配慮したものです。ソーシャルワークの国家との関係は状況によって異なるので、それを世界定義に入れるのは困難です。このことは、注釈において詳細に説明してもいいでしょう。

ラテンアメリカの定義にある「社会・教育的アクション」という言葉は、「一連の社会・ 心理・教育的戦略」に変えました。その方が世界中の様々な相違を包み込むような幅があ るからです。

「社会正義」が「社会的不平等に対する闘い」を含むことは、注釈で示すとよいでしょう。

世界定義に民主主義を含むことができるかどうか、よくわかりません。自由民主主義、 社会民主主義、参加民主主義、代表制民主政、立憲制民主政など、どのようなタイプの民 主主義を指すのかという問題を呼び起こしてしまわないでしょうか?

「市民性」は定義に入れませんでした。それは論争のある概念だからです。「自律の強化」は、世界定義には入れられないと思います。それは競合するいくつかの目標の一つではあるかもしれませんが、あらゆる状況で常に最も重んじられる目標ではではないでしょう。ここでもまた、西洋的バイアスという批判を受けるおそれがあります。関係主義的な倫理や相互依存を強調するフェミニストや非西洋の研究者は特に、カント主義的な「自律的自我」を痛烈に批判してきました。「社会的主体」という言葉も論争になるかもしれません。

それは実証主義に由来する概念であると多くの人が論じています。実証主義では、人間は「主体」として再構築されるとされ、その前提には、自然界に対してと同様、人間も観察・支配・操作することが可能であり、彼(女)らを主体化することによって科学の対象とすることができるという考え方があります。

「人々の権利(people's rights)」を私の定義に入れたのは、人権アプローチにはあまりにも個人主義的で西洋的なバイアスがあるという懸念の表明に応えるためです。「人々の権利」という言葉は、アフリカ憲章においても、(憲章には、個人の権利と一般に見なされる第一世代の市民的政治的権利についても書いてありますが)特に人々の「集団的」権利という考え方を取り入れるために、使われています。

人間の尊厳の尊重を付け加えたのは、それがソーシャルワークの中心原則であるからです。置かれた状況の違いによってそれが文化的に異なった表れ方をする(このことは日本から強く提起されました)ことについては、注釈の中で解説を加えることで対応できます。アフリカにおける「ウブントゥ(Ubuntu)」もここに関連してきます。

「害をなさないこと」については、環境、生物多様性、人々に関わることとして(あまりにもしばしば、科学・利潤・文化的規範や慣習の名のもとに害がなされている)、注釈で説明できるでしょう。

第4案(IFSWアジア太平洋地域会長John Ang氏作成)

定義

ソーシャルワークは、あらゆる場所で人々の生活の質を高めることに邁進する世界的専門職である。人というものはそれぞれの状況において個人的・関係的・文化的・歴史的・社会経済的・環境的諸要因に影響されることを理解し、ソーシャルワーカーは、個人的ニーズ、生活上のニーズ、および抱負的ニーズの充足という目標を見失うことなく、平和、社会正義、人権および人間の尊厳を促進する上で最高の倫理基準に従うことを誓約する。

(※訳注:この第4案は『IFSWアジア太平洋地域ニュースレター』2012年6月号に掲載されているもので、Nicolai Paulsen 氏の文書には載っていないが、アジア太平洋地域の会長が出しているものなので、参考まで追加した。)

≪訳者解説メモ≫

口第1案について

- ・第1文の出だしで、現行の定義や他の案にはある専門職(profession)という言葉を使っていない (第3文で出てくるが)。これは、ソーシャルワークの定義であるはずなのに、なぜ専門職の定義 が前面に出ているのかという批判に応えようとするものであろう。
- ・第1文について、現行の定義にあった社会変革、人間関係における問題解決、エンパワーメント、解放という言葉が消えている。
- ・第2文、第3文は、当事者の力(ソーシャルワーカーはあくまでサポート役であること)を強調している。エンパワーメントや解放という言葉が消えているのは、そのことと関係しているようである (例えば、エンパワーメントと言うと、当事者をエンパワーするというソーシャルワーカーからの視点になる)。
- ・現行の定義にはなかった communities (共同体)と相互依存 (interdependency; interdependent)という言葉が 2 回ずつ出てくる。これは、個人の自立を強調してきた西洋的思想に対する非西洋からの異議申し立てを反映しており、相互依存を価値として打ち出すとともに、共同体を一つの主体として重視する姿勢を示していると考えられる。

口第2案について

- ・ソーシャルワーカーは民主主義や社会的平等を求める闘いに深く関与すべきと主張し、体制や 社会を変革する政治的社会的活動の重要性を前面に押し出している。第 1 文に「国家との関係」という言葉を入れているのも、政治性の重視を反映している。
- 相互依存という視点は入っておらず、従来通り、自立を重視している。

口第3案について

- ・社会の安定、調和、結束という現行の定義や他の案にない言葉を取り入れている。
- ・人権という概念について、個人の権利という意味に傾く西洋的考え方に対して、集団的な権利という考えを打ち出している。
- 環境問題をソーシャルワークの課題として意識する姿勢を示し、「持続可能な発展」という概念を 導入している。
- ・第1案同様、自立よりも相互依存を重視している。
- ・現行の定義にある「…人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入…」というエコロジカル・モデルは、どの案にも入っていない。

(訳責/文責:社会福祉専門職団体協議会国際委員会)